

蕪崎市ごみ袋広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、蕪崎市有料広告掲載の取扱いに関する要綱（平成30年3月蕪崎市告示第69号。以下「要綱」という。）に基づき、市が作成するごみ袋への広告の掲載について必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この基準において使用する用語は、要綱において使用する用語の例による。

(広告の掲載位置等)

第3条 広告の掲載位置は、ごみ袋の表面とし、市が指定する単色刷りの広告とする。

(広告の規格等)

第4条 広告掲載の対象、募集枠数、規格、印刷枚数及び掲載料は、次の表のとおりとする。

広告掲載の対象	募集枠数	規格	印刷枚数	掲載料
40L可燃及び不燃ごみ袋	4枠	縦 8.5cm 横 18.5cm	年度により変動	1枠 30,000円

2 広告の掲載は、広告掲載希望者に対し1枠とする。ただし、広告掲載希望者が募集する広告の枠に満たないときは、複数枠の利用を認めることができる。

(広告の掲載期間)

第5条 広告の掲載期間は、各年度ごみ袋の販売開始から販売終了までとする。

(掲載の申込み)

第6条 広告掲載希望者は、毎年度5月末日までに要綱に定める広告掲載申込書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(掲載料の納付)

第7条 広告の掲載料は、原則として市長が指定する期日までに、市の発行する納付書により前納しなければならない。

(広告の掲載の取下げ)

第8条 広告主は、自己の都合により、書面を添えて市が作成するごみ袋への

広告の掲載の取り下げを市長に申し出ることができる。この場合において、既納の広告掲載料は還付しない。

(その他)

第9条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この基準は、平成20年3月25日から施行する。

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

この基準は、平成31年4月1日から施行する。